

美祢線沿線地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務の名称

美祢線沿線地域公共交通計画策定支援業務委託

2 業務の目的

J R 美祢線は、令和 5 年の豪雨災害による運休が続いており、住民は現在も代行バスによる移動を余儀なくされている。

こうした中、J R 美祢線利用促進協議会の復旧検討部会において、復旧に向けた検討が進められ、鉄道での復旧、鉄道以外のモードによる復旧の両面から、費用や復旧に要する期間等が取りまとめられた。

令和 7 年 8 月に、これまでの検討結果等を踏まえ、県および沿線 3 市とで協議を行い、「B R T による復旧を目指すこと」、「地域公共交通計画策定のための法定協議会を設置すること」の 2 点について合意したところである。

本業務は、J R 美祢線が担ってきた交通機能を B R T により早急に回復し、将来にわたり地域にとってより良いものとしていくため、沿線地域の住民や観光客等の多様なニーズや利用実態を把握した上で、当該地域における地域公共交通の課題を整理し、目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定、目標を達成するために行う事業及びその実施主体等を取りまとめた新たな地域公共交通計画の策定を支援することを目的とする。

3 業務の内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。

(1) 計画策定の準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、委託者と十分な打合せを行う。

(2) 計画（案）のとりまとめ

以下の（3）～（6）に掲げる項目の検討等を踏まえた上で、計画（案）をとりまとめる。

計画（案）については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条の規定に基づく地域公共交通計画及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成 21 年 3 月 16 日国土交通省都市・地域整備局長）の規定に基づく都市・地域総合交通戦略の案として作成するものとし、それぞれに必要なとされる記載事項等を満たすものとする。また、法定協議会やパブリック・コメントにおいて最終案としても提示可能な内容としてとりまとめること。

なお、委託者が想定する情報は次に掲げるとおりとするが、必要に応じて情報の追加又は削除の提案を行うことができるものとする。

○はじめに

- ・計画作成の趣旨及び位置付け
- ・計画の区域
- ・計画の期間

○美祢線沿線地域の現状等

- ・地勢・地理
- ・社会状況・経済状況

○上位・関連計画の整理

- ・上位計画
- ・公共交通関連計画
- ・その他の関連計画

○美祢線沿線地域における地域公共交通の現状等

- ・地域公共交通の整備状況
- ・地域公共交通の利用状況、利用者の意向等

○美祢線沿線地域における地域公共交通の役割と課題整理

- ・地域公共交通の役割
- ・地域公共交通の課題整理

○目指す将来像

○基本的な方針

（美祢線についてBRTで復旧する方向を記載）

○計画の目標

○目標達成のための施策・事業、事業主体

○計画の達成状況の評価

○計画の推進体制

○参考資料

- ・法定協議会の構成員・開催状況
- ・地域の現状、美祢線沿線地域における地域公共交通の現状等の詳細整理結果の紹介
- ・目標・数値指標・目標値設定の根拠 等

とりまとめに当たっては、図・表・グラフ等を用いて分かりやすく整理するとともに、国土交通省が公表している地域公共交通計画の「アップデートガイドンスVer1.0」の内容を実践し、特に次の項目に留意の上とりまとめること。

- ・モビリティデータの利活用

- ・シンプルで一貫性のある構成（計画本体は30～50ページ以内の分かりやすい構成とし、地域の現状等の詳細な情報は参考資料とする。）

（3）美祢線沿線地域における地域公共交通の現状の整理

美祢線沿線地域における地域公共交通の現状について、委託者が提供する資料等を基に、美祢線沿線の利用ニーズ等を把握した上で整理するものとし、必要に応じて追加の調査実施の検討・提案を行う。

（4）基本的な方針や計画の区域及び目標の設定の検討

基本的な方針や計画の区域及び目標の設定について、本業務の目的を踏まえ、検討・整理するものとする。区域の設定については、JR美祢線が担ってきた交通機能の早期回復等を図るという法定協議会の設置趣旨を踏まえ、必要なエリアを対象区域に設定するものとする。

（5）目標を達成するために行う事業・実施主体の検討

目標を達成するために行う事業・実施主体について、沿線自治体における施策の実施状況を踏まえるとともに、必要に応じて新たな取組についての検討・提案を行う。

（6）計画の達成状況の評価方法の検討

計画の達成状況の評価を行うための目標値の設定について、アップデートガイドランスで提示されている10のKPIを踏まえ検討することとするが、必要に応じて目標値の追加又は削除についての検討・提案を行う。

（7）会議の運営支援

令和7年度中に1～2回開催を予定している「美祢線沿線地域公共交通協議会」会議について、必要に応じて資料の作成や会議への出席を行うとともに、資料の説明を行う。

4 関係資料の貸与・提供

業務の遂行に必要な委託者が保有する資料については、可能な限りこれを貸与又は提供する。業務遂行のために必要となる以下に掲げる資料等については、委託者に貸与又は提供を申し出た上、貸与又は提供を受けること。

○県の上位計画、市町の地域公共交通計画、その他の関連計画

○JR美祢線利用促進協議会において、令和6年12月～令和7年2月にかけて実施した「美祢線沿線の利用ニーズ等に関する調査」の結果にかかる

資料

- ・沿線住民へのアンケート調査結果
- ・美祢線を利用する高校生へのアンケート調査結果
- ・代行バス乗降調査結果
- ・主要駅来往者や関係団体等へのインタビュー調査結果

○その他、美祢線及び美祢線沿線のその他の公共交通機関（鉄道、路線バス、コミュニティ交通等）の運行状況、利用状況データ

○その他受託者が必要とする資料のうち、委託者が提供可能なもの

5 打合せ協議

少なくとも業務着手時、中間時2回の計3回、打合せ協議を行うほか、適宜メール等による協議を行う。

6 業務スケジュール

本計画は、令和8年中の計画策定を目途としているが、本業務においては、成案の元となる計画（案）を作成することとしており、具体的には以下のスケジュールを予定している。

時 期	業務内容	備 考
令和7年12月（業務着手時）	打合せ協議 ※業務計画書	
令和8年1月13日まで	計画（案）の作成	
（時期未定）	打合せ協議	
（時期未定）	法定協議会における運営支援	骨子案を提示予定
令和8年2月頃まで	計画（案）の修正	
（時期未定）	打合せ協議	
令和8年3月31日まで	計画（案）の修正 ※成果品	

※令和8年度は、地域公共交通利便増進事業の実施に向けた具体的な実施計画として、地域公共交通利便増進実施計画を定め、国土交通大臣の認定を申請する予定

7 成果品

- ・業務報告書 1式
- ・地域公共交通計画（案） 30部
- ・地域公共交通計画（案）（概要版） 30部

※成果品については電子データ（Excel及びWord形式のもの）も併せて提出す

ること。

8 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

9 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別紙）のとおりとする。

10 その他

- （1）成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- （2）受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、契約期間中及び契約期間終了後のいずれにおいても、委託者の許可なく他の業務等に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- （3）受託者は、委託者と緊密な連携を保ちつつ、業務を遂行するものとする。
- （4）業務の遂行に当たって、本仕様書に定めのない事項が生じた場合、又は疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は 不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

2 委託等の実態に即して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。